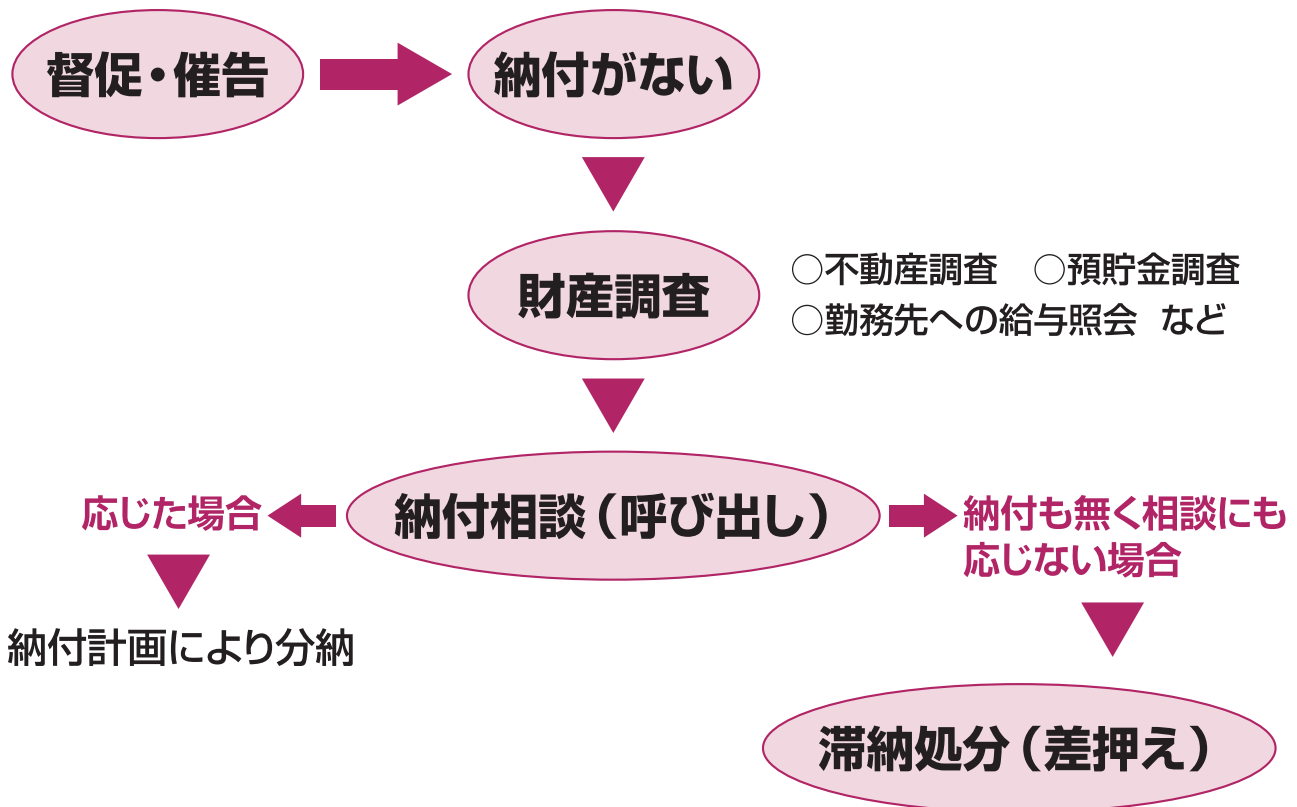


## 滞納処分とは…

町では滞納者に対して臨戸徴収とともに、「未納のお知らせ」や「催告書」を送付して、できるだけ早く納税していただけるようお願いをしています。

それでも納めていただけない場合には、きちんと納期限内に納められたかたとの平等公平性を保つために…次の手順で滞納処分を実施します。



## 徴収体制の強化

町では、税の滞納をこれ以上増やさないために、行財政改革推進プランに沿って滞納整理体制を強化しています。今年度からは県と町の職員の併任制度を活用し、連携をとりながら効果的な徴収事務を進めています。さらに10月からは国税庁OBを迎え、納税管理体制を強化し、納付相談及び滞納処分を実施しています。

どうしても納期限内に納付できないときは、早めに納付相談をしてください。

